

議案第17号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）の規定に基づく財政支援の拡充に伴い、課税額の引下げを行うとともに、賦課方式の見直しを行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額」を削り、同条第3項中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削り、同条第4項中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条の2第1号中「、第5条の6」を削り、「26,000円」を「24,000円」に改め、同条第2号中「13,000円」を「12,000円」に改め、同条第3号中「19,500円」を「18,000円」に改める。

第5条の4を次のように改める。

第5条の4 削除

第5条の6を次のように改める。

第5条の6 削除

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の3を次のように改める。

第7条の3 削除

第11条中「及びエ」を削り、「オ及びカ」を「エ」に改め、同条第1号イ（ア）中「18,200円」を「16,800円」に改め、同号イ（イ）中「9,100円」を「8,400円」に改め、同号イ（ウ）中「13,650円」を「12,600円」に改め、同号中エを削り、オをエとし、カを削り、同条第2号イ（ア）中「13,000円」を「12,000円」に改め、同号イ（イ）中「6,500円」を「6,000円」に改め、同号イ（ウ）中「9,750円」を「9,000円」に改め、同号中エを削り、オをエとし、カを削り、同条第3号イ（ア）中「5,200円」を「4,800円」に改め、同号イ（イ）中「2,600円」を「2,400円」に改め、同号イ（ウ）中「3,900円」を「3,600円」に改め、同号中エを削り、オをエとし、カを削る。

第14条の2第2項中「、第4条、第5条の3及び第5条の4」を「及び第5条の3」に、「、基礎課税額に係る資産割額、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割

額及び後期高齢者支援金等課税額に係る資産割額」を「及び後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額」に改め、同項ただし書中「及び後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額」を削り、同項第1号中「アからエ」を「アからウ」に改め、同号エを削り、同項第2号中「アからエ」を「アからウ」に改め、同号エを削り、同項第3号中「アからエ」を「アからウ」に改め、同号エを削り、同項第4号中「アからエ」を「アからウ」に改め、同号エを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富津市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。